

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）（抄）

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 短期入所生活介護費</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>(23) 介護職員等特定処遇改善加算について 介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>(24) <u>介護職員等ベースアップ等支援加算について</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>3 短期入所療養介護費</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>介護職員等ベースアップ等支援加算について</u> 2の(24)を準用する。</p> <p>4 特定施設入居者生活介護費</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>介護職員等ベースアップ等支援加算について</u> 2の(24)を準用する。</p> <p>5 介護福祉施設サービス</p> <p>(1)～(42) (略)</p> <p>(43) <u>介護職員等ベースアップ等支援加算について</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 短期入所生活介護費</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>(23) 介護職員等特定処遇改善加算について 介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>(新設)</p> <p>3 短期入所療養介護費</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 特定施設入居者生活介護費</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 介護福祉施設サービス</p> <p>(1)～(42) (略)</p> <p>(新設)</p>

2の24を準用する。

6 介護保健施設サービス

(1)～(47) (略)

(48) 介護職員等ベースアップ等支援加算について
2の24を準用する。

7 介護療養施設サービス

(1)～(38) (略)

(39) 介護職員等ベースアップ等支援加算について
2の24を準用する。

8 介護医療院サービス

(1)～(40) (略)

(41) 介護職員等ベースアップ等支援加算について
2の24を準用する。

6 介護保健施設サービス

(1)～(47) (略)

(新設)

7 介護療養施設サービス

(1)～(38) (略)

(新設)

8 介護医療院サービス

(1)～(40) (略)

(新設)